

広島県告示第千百九十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次のとおり指定医療機関の所在地を変更した旨の届出があった。

令和二年十二月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地		変 更 年 月 日
	新	旧	
訪問看護ステーション せせらぎ	三原市下北方一丁目六番 六号	三原市本郷町船木三二〇 五番地三	令和元年一〇月 一五日
訪問看護 長江	尾道市山波町三四三番地	尾道市長江二丁目二四番 八〇号	令和元年九月一 日
うるおい訪問看護リハ ビリステーション	廿日市市佐方一丁目四番 一五号二F	廿日市市佐方四丁目一〇 番二八津江アパート一〇 二号	令和元年一月 二六日